

第25回参議院議員通常選挙に係る指定病院等

不在者投票事務説明会における質問事項

※ 以下のQ&Aは、指定病院等における不在者投票に関するものです。

Q1. 代理投票を行う際に、選挙人に対して投票する人物・政党を確認する為に公報等を用いて指差しで示してもらい、更に補助者が「投票先は〇〇〇さんですか？」のように口頭で確認をした上で代理投票を行うことは可能か。

A1. 可能である。意思表示及び意思確認が適正に行われ、選挙人の意思に反していない場合は、指差しによる選挙人の指示も有効である。

Q2. 請求依頼書の様式に住所要件等についての説明を追記し、その追記した様式を選挙人に配布し、記入・提出させることは可能か。

A2. 可能である。

Q3. 指定施設である老人ホームにショートステイで入所している者は、不在者投票を行うことはできるか。

A3. 指定施設である老人ホームにショートステイで入所中の者で、選挙日に不在者投票事由に該当する見込みである者については、不在者投票を行うことができる。ただし、選挙日までに退所が確実な者は不在者投票することはできない。

Q4. ベッド上で不在者投票を行う場合、立会人の立会は必要か。

A4. 必要である。立会があった場合のみベッド上での投票が可能となる。

Q5. 施設での不在者投票における以下の場合の投票用紙等の取扱はどうか。

①選挙日当日は施設へ入所中であると見込まれたため投票用紙等の請求を行ったが、不在者投票を行う前に、選挙日より前に退所することや他の施設へ入所することが明らかとなった場合。

②選挙日当日は施設へ入所中であると見込まれたため投票用紙等を請求し、施設において不在者投票を行った後に、選挙日より前に退所することや他の施設へ入所することが明らかとなった場合。

A5. 投票用紙等の取扱については、以下のようになる。

◆①のケース

a.投票用紙等を本人自ら請求した場合

→ 退所・移転後なお公職選挙法第48条の2の1～6号のいずれかの事由にあてれば、投票用紙等は市町村選挙管理委員会へ返還する必要は無く、通常の不在者投票の手続きにより不在者投票を行うことができる。

b.投票用紙等を不在者投票管理者が代理で請求した場合

→ 不在者投票を行う前に選挙日に施設に入所していないことが明らかであり、かつ代理で投票用紙等の請求をした指定施設の長（不在者投票管理者）のもと以外では不在者投票を行うことができないため、投票用紙等は至急市町村選挙管理委員会へ返還する。

選挙人に対しては、不在者投票事由の消滅によって投票用紙等を返送したこと、通常の投票や不在者投票を行うことができる旨を伝える。

◆②のケース（自ら請求した場合・代理で請求した場合共通）

既に投票を終えているため、そのまま投票用紙等を市町村選挙管理委員会へ送致し、選挙人に対しては既に投票を終えたため、退所後や移転後に再度同じ選挙について投票することはできない旨を伝える。

【参考】 公職選挙法第48条の2 1～6号

- 1 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。
- 2 用務(前号の総務省令で定めるものを除く。)又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。
- 3 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥（じょく）にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容されていること。
- 4 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。
- 5 その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。
- 6 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。